

香川県児童福祉審議会次第

日時 令和6年9月11日(水)16:00~

場所 香川県庁本館12階 大会議室

1 開 会

2 挨拶

3 議 題

- (1) 委員長・副委員長の選出について
- (2) 部会長・部会委員の指名について
- (3) 部会での調査審議について

4 報告事項 各部会について

5 その他 子どもを取り巻く課題等について

6 閉 会

香川県児童福祉審議会委員（任期R6.9.1～R9.8.31）

資料1

役職名	委員名
香川県民生委員児童委員協議会連合会児童委員活動推進部会委員	秋山 和代
香川県児童福祉施設連合会副会長	朝田 真悟
香川短期大学子ども学科第Ⅰ部学科長	安藤 千秋
香川大学教育学部教授	植田 和也
四国こどもとおとなの医療センター児童心療内科医長	牛田 美幸
公認会計士	内橋 翔
NHK高松放送局局長	岡本 幸江
香川県中学校長会会長	日下 利男
香川県医師会会長	久米川 啓
かがわ情報化推進協議会会長	佃 昌道
香川県社会福祉協議会常務理事	土岐 敦史
香川県母子愛育連合会会長	中西 久美子
香川大学教育学部講師	柘澤 利也
弁護士	松井 創
香川県PTA連絡協議会監事	宮脇 典子
香川県少年育成センター連絡協議会会員	六車 弥千代
香川県商工会議所女性会連合会監事	百々路 三恵子
香川県知的障害者福祉協会理事長	森 正行
香川県小学校長会会長	森山 敬三
香川県私立認可保育園連盟会長	吉村 晴美

（五十音順、敬称略）

香川県児童福祉審議会委員 所属部会

健全育成部会(9名)

◎部会長

香川県民生委員児童委員協議会連合会児童委員活動推進部会委員	秋山 和代	
香川大教育学部教授	植田 和也	◎
NHK高松放送局局長	岡本 幸江	
香川県中学校長会会長	日下 利男	
かがわ情報化推進協議会会長	佃 昌道	
香川県母子愛育連合会会長	中西 久美子	
香川県PTA連絡協議会監事	宮脇 典子	
香川県少年育成センター連絡協議会会員	六車 弥千代	
香川県小学校長会会長	森山 敬三	

児童相談部会(9名)

香川県民生委員児童委員協議会連合会児童委員活動推進部会委員	秋山 和代	
四国こどもとおとなの医療センター児童心療内科医長	牛田 美幸	
香川県中学校長会会長	日下 利男	
香川県社会福祉協議会常務理事	土岐 敦史	
香川県母子愛育連合会会長	中西 久美子	
香川大学教育学部講師	柘澤 利也	
弁護士	松井 創	◎
香川県小学校長会会長	森山 敬三	
香川県私立認可保育園連盟会長	吉村 晴美	

児童家庭部会(9名)

香川県児童福祉施設連合会副会長	朝田 真悟	
香川短期大学子ども学科第I部学科長	安藤 千秋	
公認会計士	内橋 翔	
NHK高松放送局局長	岡本 幸江	
香川県医師会会長	久米川 啓	◎
香川県社会福祉協議会常務理事	土岐 敦史	
香川県商工会議所女性会連合会監事	百々路 三恵子	
香川県知的障害者福祉協会理事長	森 正行	
香川県私立認可保育園連盟会長	吉村 晴美	

【香川県児童福祉審議会の概要】

1. 根拠

- ・ 児童福祉法第8条、香川県児童福祉審議会条例

2. 目的

- ・ 児童、妊産婦及び知的障害者の福祉に関する事項を調査審議する。
- ・ 母子家庭の福祉及び母子保健に関する事項についても、母子及び父子並びに寡婦福祉法、母子保健法に基づいて、調査審議し、知事の諮問に答え、関係行政機関に意見を具申する権限を有している。

3. 設置

- ・ 必置機関である。

4. 管理

- ・ 知事の管理に属する。

5. 権限

- (1) 知事の諮問に答え、又は関係行政機関に意見を具申すること。(同法第8条第4項)
- (2) 個々の具体的事務についての意見を具申すること。
 - ・ 子ども女性相談センターが、入所措置等を探るに当たって、児童若しくはその保護者の意向が当該措置と一致しないとき、又は知事が必要と認めるとき。(同法第27条第4項6号、同法施行令第32条第1項)
 - ・ 子ども女性相談センター又は知事が、保護者の意向に反し、引き続き一時保護を行うとき、及び引き続き一時保護を行った後2か月を経過するごと。(法第33条第5項)
 - ・ 知事から被措置児童等虐待に関して講じた措置の内容等の報告を受けたとき。(同法第33条の15第3項)
 - ・ 知事が保育所の設置を認可するとき。(同法第35条第6項)
 - ・ 知事が児童福祉施設の設置者に対し、その事業の停止を命ずるとき。(同法第46条第4項)
 - ・ 知事が、児童福祉施設の設置届をしていないか、又は設置認可を受けないか、若しくは認可の取消し処分を受けた施設について、その事業の停止又は施設の閉鎖を命ずるとき。(同法第59条第5項)
 - ・ 知事が里親の認定をするとき。(同法施行令第29条)
 - ・ 知事が児童福祉施設に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告するとき。(児童福祉施設最低基準第3条第1項)
 - ・ 知事が里親に対し、最低基準を超えて当該里親が行う養育の内容を向上させるよう、指導又は助言をするとき。(里親が行う養育に関する最低基準第2条第1項)
- (3) 特に必要があると認めるときは、関係行政機関に対し、その職員の出席説明や資料の

- 提出を求めること。(同法第8条第5項)
- (4) 児童及び知的障害者の福祉を図るため、芸能、出版物、がん具、遊戯等を推薦し、又はそれらを製作し、興行し、若しくは販売する者等に対し、必要な勧告をすることができる。(同法第8条9項)
 - (5) 被措置児童等虐待を受けたと思われる児童を発見した者から通告を受けること。また、被措置児童等から被措置児童等虐待を受けた旨の届出を受けること。(同法第33条の12第1項、同条第3項)
 - (6) 被措置児童等虐待を受けたと思われる児童を発見した者等から通告又は届出を受けたとき、知事に通知すること。(同法第33条の15第1項)
 - (7) 知事から被措置児童等虐待に関して講じた措置の内容等の報告を受けること。(同法第33条の15第2項、同法施行規則第36条の29)
 - (8) 知事から被措置児童等虐待に関して講じた措置の内容等の報告を受けたとき、施設職員等に対し、出席説明や資料の提出を求めること。(同法第33条の15第4項)
 - (9) 子ども女性相談センターが、入所措置等を採るに当たって、児童若しくはその保護者の意向が当該措置と一致しないときで審議会の意見を聴くいとまがないとき、又は知事が必要と認めるとき、その採った措置について報告を受けること。(同法施行令第32条第2項)
 - (10) 知事から措置の実施状況、立入り及び調査又は質問の実施状況、臨検等の実施状況、児童虐待を受けた児童に行われた一時保護の実施状況、児童の心身に著しく重大な被害を及ぼした児童虐待の事例等の報告を受けること。(児童虐待防止法第13条の4、同法施行規則第7条)

6. 組織

- ・ 委員 20 人以内で組織する。
- ・ 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- ・ 委員及び臨時委員は、児童又は知的障害者の福祉に関する事業に従事する者及び学識経験のある者の中から、知事がこれを任命する。
- ・ 任期は3年、欠員が生じた場合に補充された委員の任期は前任者の残任期間。
(今回の任期は令和9年8月31日まで)
- ・ 委員の互選によって、委員長、副委員長各1人を置かなければならない。

7. 運営

- ・ 審議会の会議は委員長が招集する。
- ・ 定足数は委員総数の2分の1以上。
- ・ 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長が決する。

8. 審議会の公開について

- ・ 児童福祉審議会（総会）、児童家庭部会
原則公開とし、審議会等の会議の公開に関する指針に定める非公開事項を審議する場合において、委員が非公開が望ましいと考えた場合には、その都度非公開にする。

- ・健全育成部会

有害図書等の指定に関する審議は、非公開とする。それ以外の調査審議は、原則公開とし、審議会等の会議の公開に関する指針に定める非公開事項を審議する場合において、部会所属の委員が非公開が望ましいと考えた場合には、その都度非公開とする。

- ・児童相談部会

非公開とする。(審議事項が香川県情報公開条例第7条1号の非公開事項に該当するため)

9. 部会について

児童福祉審議会には専門の内容を調査審議するため、部会がおかれている。

	部会	調査審議事項	庶務担当課
香川県児童福祉審議会	健全育成部会	青少年の健全育成に関する事項	子ども政策推進局 子ども政策課 (青少年育成グループ)
	児童相談部会	子ども女性相談センターの措置、里親の認定及び被措置児童等虐待に関する事項並びに立入り及び臨検等の実施状況並びに児童の心身に著しく重大な被害を及ぼした児童虐待の事例等に関する事項	子ども政策推進局 子ども家庭課 (子ども女性相談センター)
	児童家庭部会	児童福祉、家庭福祉及び母子保健に関する事項並びに他の部会に属しない事項	子ども政策推進局 子ども政策課 (保育企画グループ)

(参考) 各部会の実施状況

- 健全育成部会

- ・香川県青少年保護育成条例に関する審議
- ・有害図書等の指定に関する諮問
- ・年2回開催

- 児童相談部会

- ・里親の認定
- ・被虐待児童に関する報告、審議
- ・職権保護・立入調査に関する報告
- ・年3回開催

- 児童家庭部会

- ・保育所の設置認可について
- ・随時(直近開催令和元年11月)

- 総会

- ・3年に1回委員改選の時に開催

○児童福祉法(抄) (昭和 22・12・12・法律 1 6 4 号)

第1章 総則

第2節 児童福祉審議会等

- 第8条** 第9項、第 18 条の 20 の2第2項、第 27 条第6項、第 33 条の 15 第3項、第 35 条第6項、第 46 条第 4項及び第 59 条第5項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するため、都道府県に児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関を置くものとする。ただし、社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 12 条第1項の規定により同法第7条第1項に規定する地方社会福祉審議会(第9項において「地方社会福祉審議会」という。)に児童福祉に関する事項を調査審議させる都道府県にあつては、この限りでない。
- 前項に規定する審議会その他の合議制の機関(以下「都道府県児童福祉審議会」という。)は、同項に定めるもののほか、児童、妊産婦及び知的障害者の福祉に関する事項を調査審議することができる。
 - 市町村は、第 34 条の 15 第4項の規定によりその権限に属させられた事項及び前項の事項を調査審議するため、児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関を置くことができる。
 - 都道府県児童福祉審議会は、都道府県知事の、前項に規定する審議会その他の合議制の機関(以下「市町村児童福祉審議会」という。)は、市町村長の管理に属し、それぞれその諮問に答え、又は関係行政機関に意見を具申することができる。
 - 都道府県児童福祉審議会及び市町村児童福祉審議会(以下「児童福祉審議会」という。)は、特に必要があると認めるときは、関係行政機関に対し、所属職員の出席説明及び資料の提出を求めることができる。
 - 児童福祉審議会は、特に必要があると認めるときは、児童、妊産婦及び知的障害者、これらの者の家族その他の関係者に対し、第1項本文及び第2項の事項を調査審議するため必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
 - 児童福祉審議会は、前項の規定により意見を聴く場合においては、意見を述べる者の心身の状況、その者の置かれている環境その他の状況に配慮しなければならない。
 - 子ども家庭審議会、社会保障審議会及び児童福祉審議会は、必要に応じ、相互に資料を提供する等常に緊密な連絡をとらなければならない。
 - 子ども家庭審議会、社会保障審議会及び都道府県児童福祉審議会(第1項ただし書に規定する都道府県にあつては、地方社会福祉審議会とする。第 18 条の 20 の2第2項、第 27 条第6項、第 33 条の 12 第1項及び第3項、第 33 条の 13、第 33 条の 15、第 35 条第6項、第 46 条第4項並びに第 59 条第5項及び第6項において同じ。)は、児童及び知的障害者の福祉を図るため、芸能、出版物、玩具、遊戯等を推薦し、又はそれらを製作し、興行し、若しくは販売する者等に対し、必要な勧告をすることができる。
- 第9条** 児童福祉審議会の委員は、児童福祉審議会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができる者であつて、かつ、児童又は知的障害者の福祉に関する事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は市町村長が任命する。
- 児童福祉審議会において、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
 - 児童福祉審議会の臨時委員は、前項の事項に関し公正な判断をすることができる者であつて、かつ、児童又は知的障害者の福祉に関する事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は市町村長が任命する。
 - 児童福祉審議会に、委員の互選による委員長及び副委員長各一人を置く。

○香川県児童福祉審議会条例

平成 12 年 3 月 27 日

条例第 9 号

改正 平成 12 年 12 月 20 日 条例第 98 号 平成 25 年 10 月 11 日 条例第 51 号
香川県児童福祉審議会条例をここに公布する。
香川県児童福祉審議会条例

(設置)

第 1 条 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 8 条第 1 項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、香川県児童福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

第 3 条 審議会の委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長の職務)

第 4 条 審議会の委員長は、会務を総理し、審議会を代表する。

2 審議会の副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議は、委員長が招集する。

2 審議会は、委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(部会)

第 6 条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

3 部会に部会長を置き、委員長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(雑則)

第 7 条 児童福祉法及びこの条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

2 この条例の施行の際現に審議会の委員である者の任期は、第 2 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 12 年 5 月 31 日に満了する。

附 則(平成 12 年 12 月 20 日 条例第 98 号)

この条例は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

附 則(平成 25 年 10 月 11 日 条例第 51 号)

この条例は、公布の日から施行する。

香川県児童福祉審議会部会設置要領

(設置)

第1条 香川県児童福祉審議会(以下「審議会」という。)に、その専門の事項を調査審議するため、部会を置く。

(種類等)

第2条 部会の種類及び調査審議事項は、次のとおりとする。

- (1) 健全育成部会 青少年の健全育成に関する事項
- (2) 児童相談部会 香川県子ども女性相談センターの措置、措置及び処遇に係る児童の意見等に関する事項、里親の認定及び被措置児童等虐待に関する事項並びに立入り及び臨検等の実施状況並びに児童の心身に著しく重大な被害を及ぼした児童虐待の事例等に関する事項
- (3) 児童家庭部会 児童福祉、家庭福祉及び母子保健に関する事項並びに他の部会に属しない事項

(調査審議)

第3条 部会は、審議会の特命を受けて調査審議し、その結果を審議会に報告するものとする。

(構成)

第4条 部会に属すべき委員及び臨時委員は、各12人以内とし、委員長が指名する。

- 2 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから、委員長が指名する。
- 3 部会長は、部会を招集し、その会議の議長となる。
- 4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(庶務)

第5条 部会の庶務は、香川県健康福祉部子ども政策推進局において処理する。

(雑則)

第6条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附則 この要領は、平成12年9月18日から施行する。

附則 この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附則 この要領は、平成18年9月12日から施行する。

附則 この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附則 この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附則 この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附則 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

青少年の健全育成について

1 健全育成部会の役割

- ・ 香川県青少年保護育成条例第18条第1項に基づく諮問に関する調査審議を行う。
児童福祉法第8条9項に基づき、児童及び知的障害者の福祉を図るため、芸能、出版物、玩具、遊戯等を推薦し、又はそれらを製作し、興行し、若しくは販売する者等に対し、必要な勧告をすることができる。
- ・ 上記のほか、関係行政機関に対し青少年健全育成に関する意見を具申することができる。

2 香川県青少年保護育成条例(昭和27年8月10日条例第22号)の目的

児童憲章の理念や児童の権利に関する条約に立脚し、すべての県民が青少年に対し深い関心と愛情を持ち、青少年が真に近代的社会人として人間形成が出来るよう、積極的に良好な環境を整備するとともに、青少年の福祉を阻害するおそれのある行為を未然に防止し、青少年の心身ともに健やかな成長を願い、良い環境整備することを目的とする。

3 児童福祉審議会への諮問事項

- ・ 優良な興行及び図書等の推奨（第5条）
- ・ 有害興行等の指定、観覧の禁止（第7条第1項）
- ・ 有害図書等の審査を行う団体指定（第8条第1項第4号）
- ・ 有害図書等の個別指定（第8条第2項）
- ・ 有害がん具類等の指定（第8条の2第2項）
- ・ 有害広告物の形態、内容変更命令（第10条）

（条例第18条第1項）

知事は、第5条の規定による推奨をし、第7条第1項、第8条第1項第4号若しくは第2項若しくは第8条の2第2項の規定による指定をし、又は第10条の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、香川県児童福祉審議会又は香川県教育委員会へ諮問をしなければならない。ただし、緊急を要するために諮問するいとまがないときは、この限りでない。

3 近年の有害図書指定数

令和3年度	令和4年度	令和5年度
19冊	17冊	15冊

(参考) 香川県青少年保護育成条例の概要

【条例の諮問事項】

(条例の主な規定)

優良な興行・図書等の推奨 (第5条)	有害興行の指定、観覧禁止 (第7条第1項)
	有害図書等の審査を行う団体指定 (第8条第1項第4号)
	有害図書等の個別指定 (第8条第2項)
	有害がん具類等の指定 (第8条の2第2項)
	有害広告物の形態、内容変更命令 (第10条)

・古物等の買受けの制限 (第13条)

・深夜外出の制限 (第15条)

・淫行等の禁止 (第16条)

・児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止 (第16条の2)

・入れ墨を施す行為等の禁止
(第17条の2)

・インターネットの利用に係る保護者等の努力義務 (第17条の3)

・携帯電話端末等による有害情報の閲覧等の防止措置 (第17条の4)

→ 正当な理由無く、青少年から古物を買受けたり、古物販売を受けてはならない

→ 何人も青少年に児童ポルノ等を求めてはならない

→ 青少年がインターネットを利用する際、青少年が不用意に有害情報にふれないよう、
・保護者はフィルタリングを利用
・インターネットカフェ等はフィルタリングを活用

深夜 (23時～4時)

- ・保護者の承諾を得ないで青少年を連れ出したりとどめてはならない
- ・特定事業者 (カラオケやボウリングなど) は青少年を入場させてはならない

子どもがスマートフォンやタブレットなどの通信機器を利用する際、やむを得ない理由が無いとフィルタリングを解除できない

- ・保護者の義務
- ・携帯電話事業者等の義務 を規定

児童相談の現状について

(1) 児童相談所における児童相談の種類別受付状況 ※障害福祉相談所における相談を含む (単位:件)

区分	養護		保健	障害	非行		育成			その他	合計
	虐待	その他			ぐ犯	触法	性格行動	不登校	適性育児しつけ		
R元年度	1,242	1,093	13	1,383	81	59	549	145	236	921	5,722
R2年度	1,262	1,294	20	1,351	58	38	598	111	223	979	5,934
R3年度	1,018	1,375	16	1,257	66	43	653	107	175	980	5,690
R4年度	1,174	1,213	15	1,394	59	63	665	89	172	716	5,560

(2) 児童虐待の対応状況

(単位:件)

区分	R元	R2	R3	R4	R5
施設入所等	51	45	22	30	44
福祉司指導	84	65	36	59	93
訓戒・誓約	20	36	37	18	34
面接指導	820	875	723	818	893
市町村送致	197	182	182	165	168
その他	56	61	37	62	39
合計	1,228	1,264	1,037	1,152	1,271

(3) 一時保護及び一時保護委託の状況 (単位:件)

区分		R元	R2	R3	R4	R5
子どもハウス	養護					
	虐待	161	134	67	110	135
	その他	54	53	97	50	46
	非行	16	10	20	19	19
	育成・その他	38	36	46	35	33
小計	269	233	230	214	233	
一時保護委託	396	585	540	438	555	
合計	665	818	770	652	788	

(4) 児童福祉審議会における審議及び報告案件 (単位:件)

区分	項目	R3	R4	R5
審議	里親の認定	18	23	14
報告	職権保護	227	179	228
	立入調査	4	3	1
	法28条家事審判請求	3	5	1
	被措置児童等虐待	4	1	4
合計		256	211	248

就学前の教育・保育等の現状について

1 就学前児童数と施設利用状況（香川県）

（単位：人）

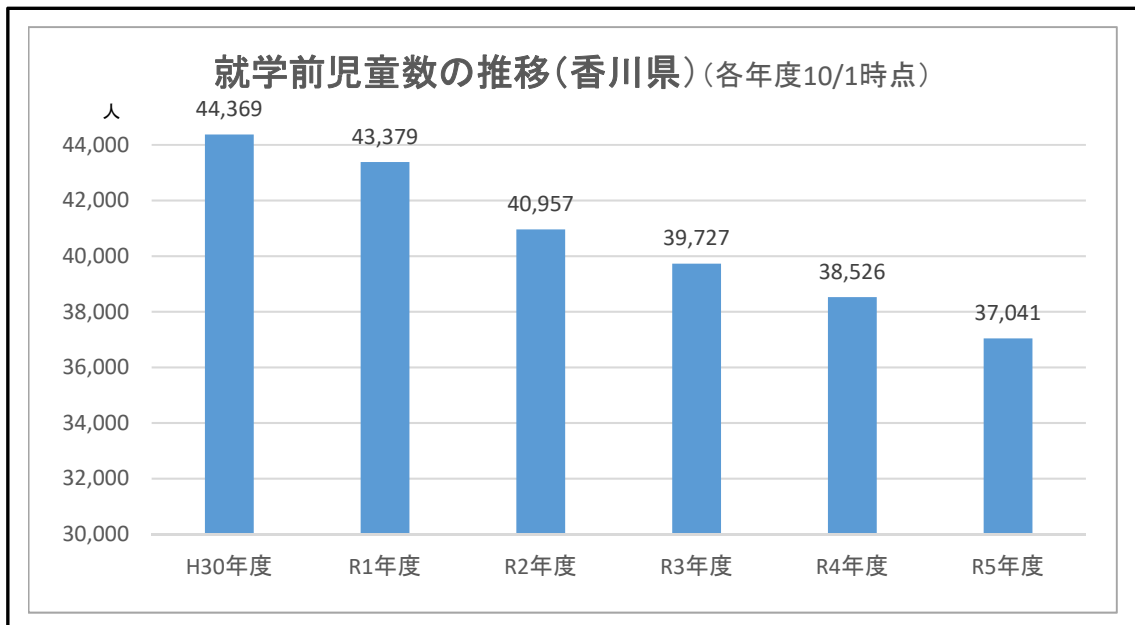
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
就学前児童数		44,369	43,379	40,957	39,727	38,526	37,041
	0～2歳	22,265	21,358	19,114	18,658	18,273	17,786
	3～5歳	22,104	22,021	21,843	21,069	20,253	19,255
施設利用児童数		34,482	33,752	33,234	32,505	31,484	30,246
	保育所等	19,375	17,742	16,046	14,799	13,887	13,625
	幼稚園	10,759	9,744	9,188	8,261	7,450	6,823
	幼保連携型認定こども園	4,348	6,266	8,000	9,445	10,147	9,798
施設利用率		77.7%	77.8%	81.1%	81.8%	81.7%	81.7%
	うち保育所等	53.5%	55.3%	58.7%	61.0%	62.4%	63.2%
	うち幼稚園	24.2%	22.5%	22.4%	20.8%	19.3%	18.4%
保育所等利用 待機児童数	4月	108	182	64	29	19	12
	10月	314	313	220	166	173	163

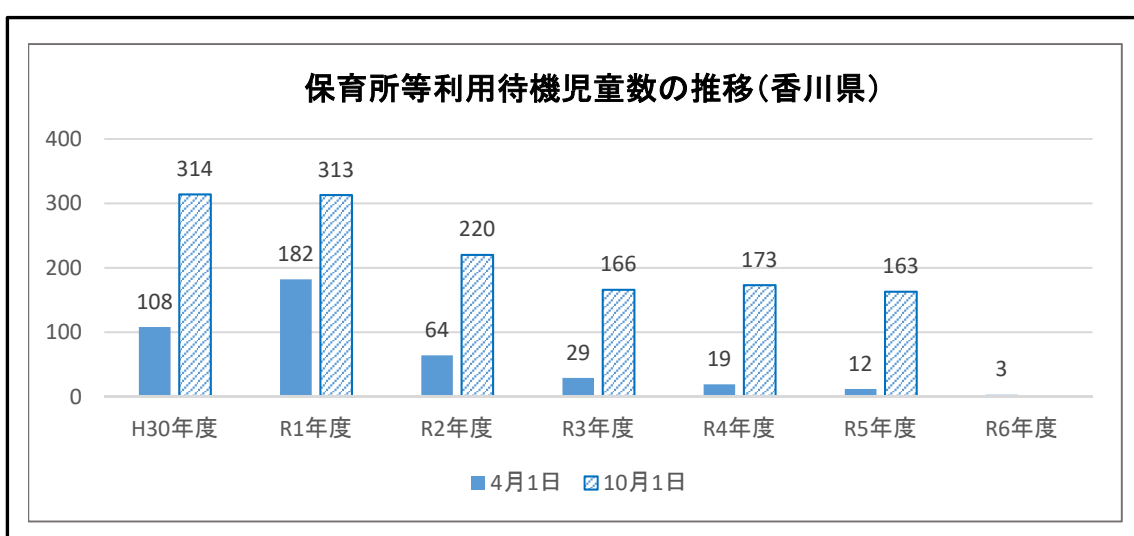
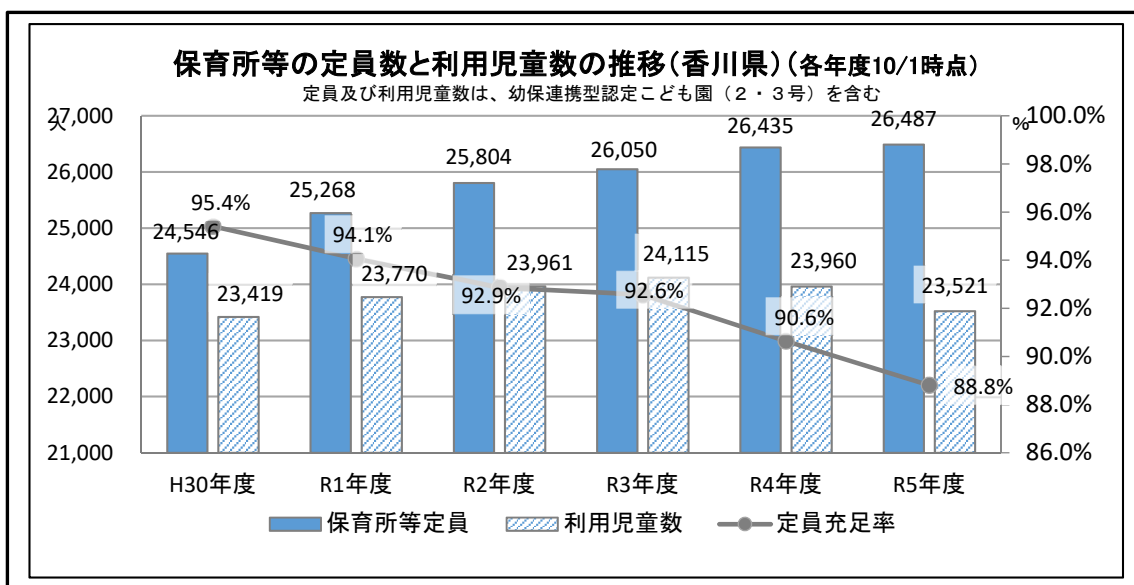
※就学前児童数は、0～5歳児（「香川県人口移動調査」（各年10月1日現在））。R2年度は、R2国政調査結果による。

※施設利用児童数（保育所等）：「保育所等利用待機児童数調査」（各年10月1日現在）における保育所、保育所型認定こども園及び地域型保育事業の利用児童数。

※施設利用児童数（幼稚園及び幼保連携型認定こども園）：「香川県学校基本調査報告書」（各年5月1日現在）における幼稚園（幼稚園型認定こども園含む）及び幼保連携型認定こども園の園児数。

※幼保連携型認定こども園は、平成27年度から単一の施設とされたため、区別して整理。





2 認可保育所、幼稚園、幼保連携型認定こども園の施設数の推移(香川県)

(幼稚園は各年度5月1日、その他は各年度4月1日時点)

(単位:施設)

	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
認可保育所	163	154	144	135	134	127
幼稚園	128	120	115	108	108	102
幼保連携型 認定こども園	51	65	76	83	83	89
計	342	339	335	326	325	318

※分園は本園に含んで計上。

認定こども園数の推移(香川県)

	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
認定こども園	67	86	97	104	105	114
幼保連携型	51	65	76	83	83	89
幼稚園型	11	13	5	5	6	13
保育所型	2	5	13	13	13	8
地方裁量型	3	3	3	3	3	4